

避難行動要支援者支援計画（全体計画） 及び制度概要



市民安全部
福祉部

防災対策課
障害福祉課
高齢福祉介護課

過去の大災害では

1 東日本大震災

- 死亡者のうち、60歳以上の方が全体の66%以上
 - 障害のある方の犠牲者の割合も健常者と比較して2倍程度
- ※過去の大きな震災及び風水害等にも共通



復興庁資料

主な理由

- 安全な場所へ移動することが困難
- 避難の必要性や避難方法を判断しづらい
- 自ら避難することが困難な方など、支援が必要な方々の個人情報、速やかに関係者に提供されずに救援が遅れたこと



災害時に特に支援が必要な人の避難支援の必要性

過去の大災害では

2 長野県北部地震

住民らによる迅速な安否確認と救助活動により、死者をゼロに抑えることができた。

3 新潟県糸魚川市の火災

近所で避難が必要であることの声掛けや安否確認により、死者が出なかった。



資料：大系タイムズ

主な理由

- 日頃からの声掛けや行事等を通じ、顔の見える関係ができていた。
- 地域で培われた住民同士のつながりがあった。



日頃からできることを通じ、地域でのお互いの距離を縮め、いざという時に助け合う関係づくりの必要性

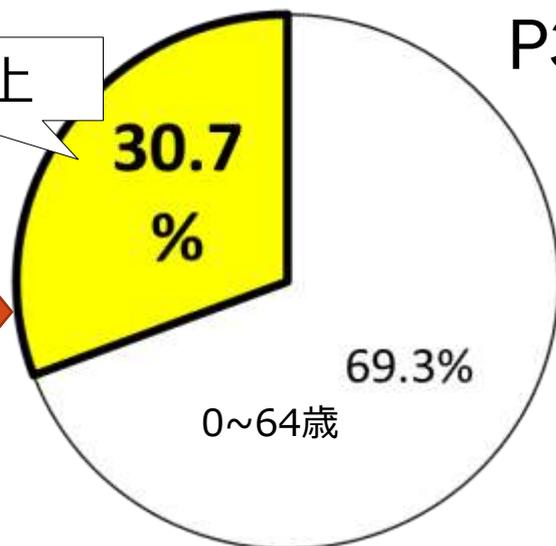
茅ヶ崎市の現状

- ・高齢化率 **約25%**
- ・高齢者(65歳以上)のみ世帯 **22%**
- ・障害者 **23人に1人**

※平成29年5月発行市政情報誌より引用



65歳以上



20年後の65歳以上人口の推計
「茅ヶ崎市の人口について」(2012年2月)より作成

茅ヶ崎市で大災害が起きた時、**過去の**
大災害と同様のことが起こりうる可能
性がある



過去の大災害を教訓に、高齢者や障害者への被害を減らすことで、**減災につなげることができる**

災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)

①目的

災害時に特に支援が必要な人が、速やかに避難できるように支援し、**減災につなげる**こと。

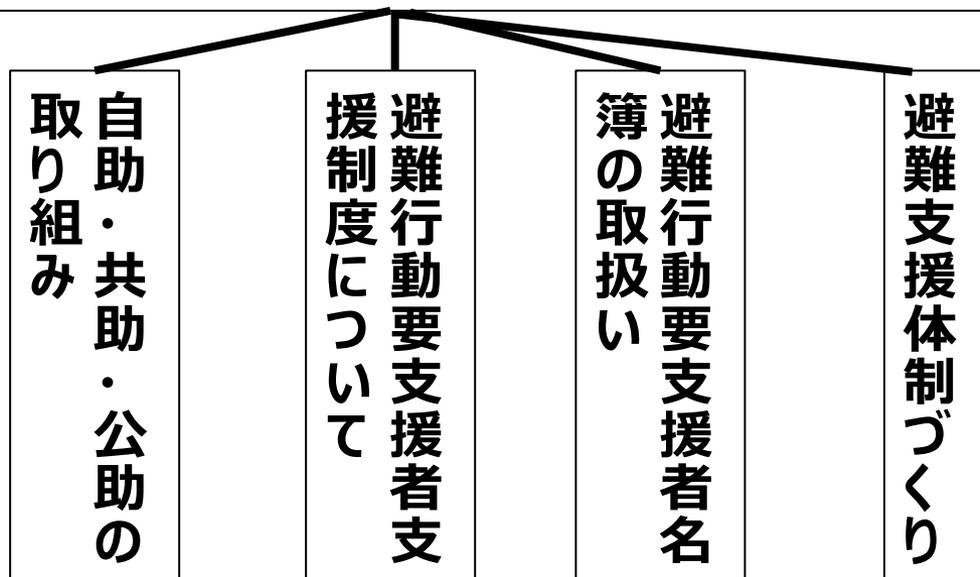
②ポイント

- ・自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)を予め市で把握し、その名簿を備えられるようになった。
 - ・本人の同意を得たうえで、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に名簿情報を平常時から提供し、多様な主体による重層的な見守り体制がとれるようになった。
 - ・災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者とそれ以外の者への情報提供ができるようになった。
- 

茅ヶ崎市地域防災計画の一部修正(平成27年11月)

茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画(全体計画) の策定(平成29年4月)

目的：自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)に対し、速やかに避難支援できる体制を、相互協力により実現すること



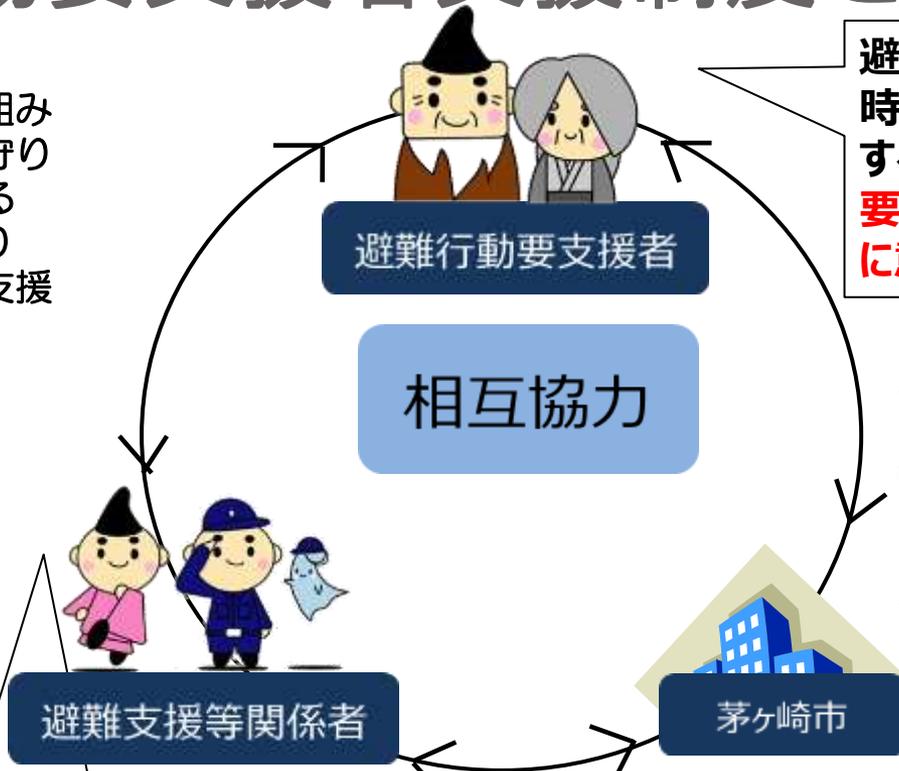
この計画に基づき、「避難行動要支援者支援制度」
による取り組みを進めます。



避難行動要支援者支援制度とは

共助の取り組み

- ・日頃の見守り
- ・顔の見える関係づくり
- ・災害時の支援



避難支援等関係者に、平常時から自分の名簿情報を提供することに同意し、「支援が必要である」ことを、自分の地域に意思表示

- ・避難行動要支援者名簿への登載の通知
- ・避難支援等関係者への情報提供の同意

名簿を活用し、自分の地域での避難行動要支援者の実態を把握

- ・避難行動要支援者名簿の配布
平常時：同意者のみ
災害発生時等：全対象者
- ・支援情報(救援ニーズ)の伝達
- ・公的支援の実施

- ・支援が必要な方の情報の整理及び提供
- ・各地区が主催する防災訓練等の支援
- ・研修会等の実施

避難行動要支援者名簿を活用し、「どのような方に支援が必要なのか」を把握することで、避難行動要支援者の避難支援につなげていく。そのことで、減災を目指す。

～避難行動要支援者とは～ 特に支援が必要なのはどんな人？

名 称	内 容	対 象 者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者	①身体障害者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害または体幹機能障害3級以上並びに視覚障害または聴覚障害6級以上の者 ②知的障害者のうち、その障害の程度がA1若しくはA2の者 ③介護保険制度において要支援以上の認定を受けている者 ④「災害時要援護者支援制度」登録者のうち本制度への登録に同意する者 ⑤市長が特に認めた場合 ※施設入所者や長期入院の方は除きます。

具体的には

- ・自分で危険を判断し行動することが困難な方
- ・情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な方 など

※要配慮者とは、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等の防災施策において特に配慮を要する方を指します。

※対象者以外の方についても、災害発生時等に避難支援等が必要な方は、自ら希望すれば名簿へ登録することが可能です。

～避難支援等関係者と関係団体～

支援に関係するのはどんな人？

名称	内容	対象者
避難支援等関係者 (※平常時から、本人同意のある避難行動要支援者名簿が提供される)	避難行動要支援者名簿を活用し、平常時からの見守り活動及び災害発生時等の避難支援や安否確認等に携わる関係者	①消防機関 ②警察 ③自治会 ④自主防災組織 ⑤民生委員・児童委員 ⑥地域包括支援センター
関係団体 (※平常時からの避難行動要支援者名簿提供なし)	日頃より避難行動要支援者と関わり、支援している団体等	①福祉事業者 ②福祉相談室 ③社会福祉協議会 ④専門職ボランティア ⑤まちぢから協議会 ⑥その他関係団体

※災害発生時等は、まず自分や家族の安全確保を最優先に行動し、支援は可能な範囲で行う。

※地域に関わる**多様な関係者が連携・協力**することにより、支援が特定の個人に偏るのではなく、**地域全体で避難行動要支援者を支え、減災につなげる仕組みづくり**を目指す。



連携イメージ

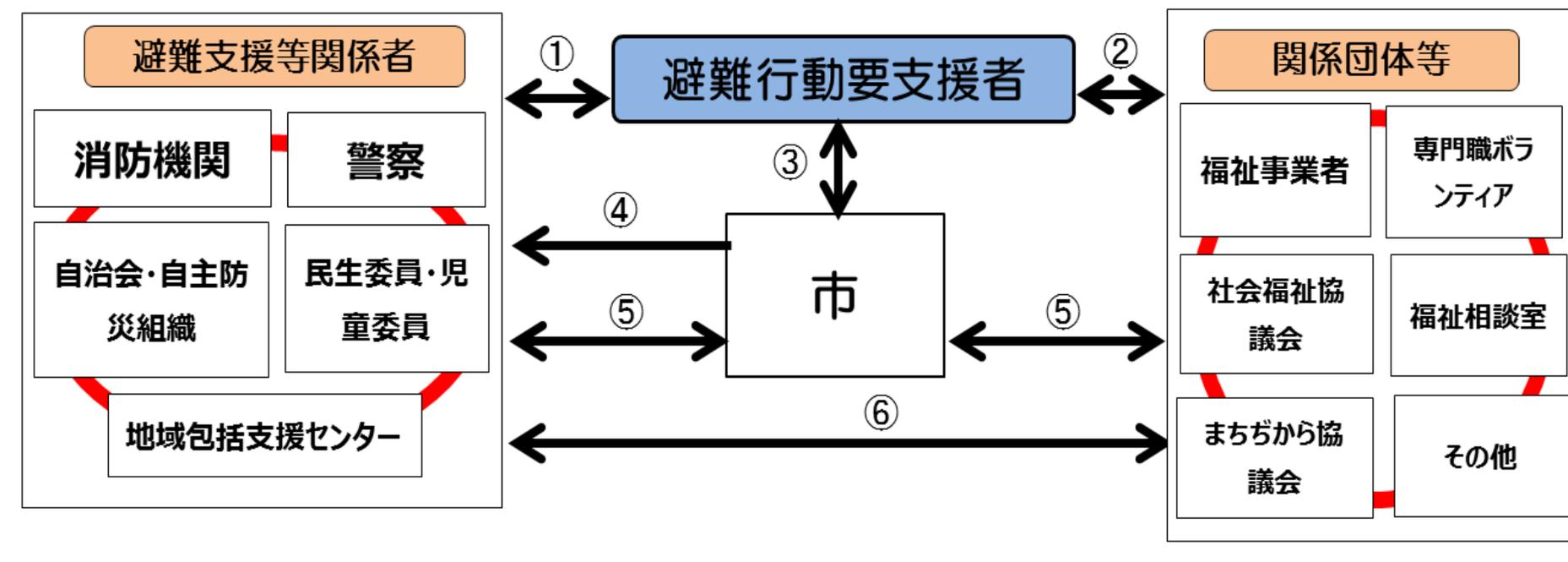
市内の対象者数

A：平常時 5,473名

B：災害時 11,615名

P9

関係者間の連携イメージは、以下のとおりです。



- ① 平常時から名簿の提供を受け、顔の見える関係づくり及び同意確認への働きかけの実施。災害発生時等には、可能な範囲で避難支援や安否確認等の実施
- ② 日常業務の中で、顔の見える関係づくり及び同意確認への働きかけの実施。災害発生時等には、可能な範囲で避難支援や安否確認等の実施
- ③ 通知及び同意確認書の返送
- ④ 避難行動要支援者名簿の配布
- ⑤ 日常における見守り・支援体制に係る情報共有
- ⑥ 日頃から、お互いの存在や業務内容についての理解を深め、必要に応じた情報共有の実施

名簿を配布する目的

災害対策基本法 第49条の10

避難支援、安否確認 その他の避難行動要支援者の生命又は身体を、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とすること。



避難支援とは

台風や津波等の、実際に被害が生じるまでの間に一定の時間的猶予がある災害について、安全な場所への避難について、支援すること。

安否確認とは

地震のような突発的に被害をもたらす災害が発生した場合に、安否の確認を行い、状況に応じて救出・救助活動、避難支援等につなげること。



災害発生時等に、可能な限り迅速な避難支援・安否確認ができるよう、**避難支援体制づくりを補完するもの**として、避難行動要支援者名簿を活用する。**(目的外での名簿利用は不可)**